

# 松阪市の市民分権について

—行政と地域(住民協議会)との連携—

【平成24年度からの市政運営】

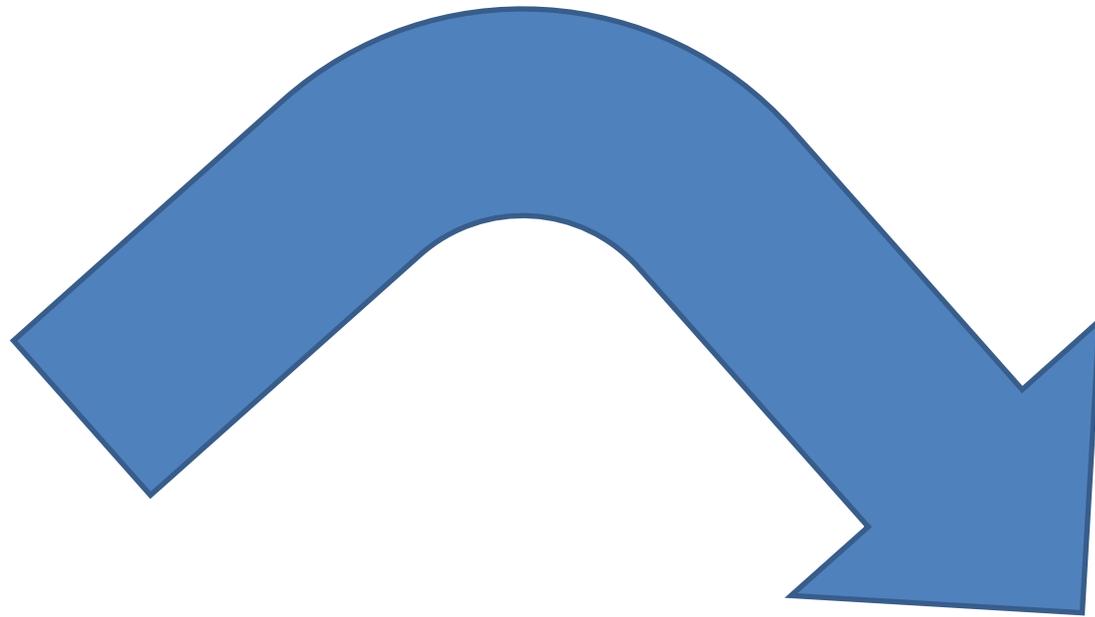
松阪市長 山中光茂

# これまでの時代背景

- 右肩上がりの経済成長
- 生活水準の上昇
- 行政需要の多様化

- 行政サービスの増加
- 税収の増加

しかし！



時代は変わった！

# これからの時代背景

地域では・・・

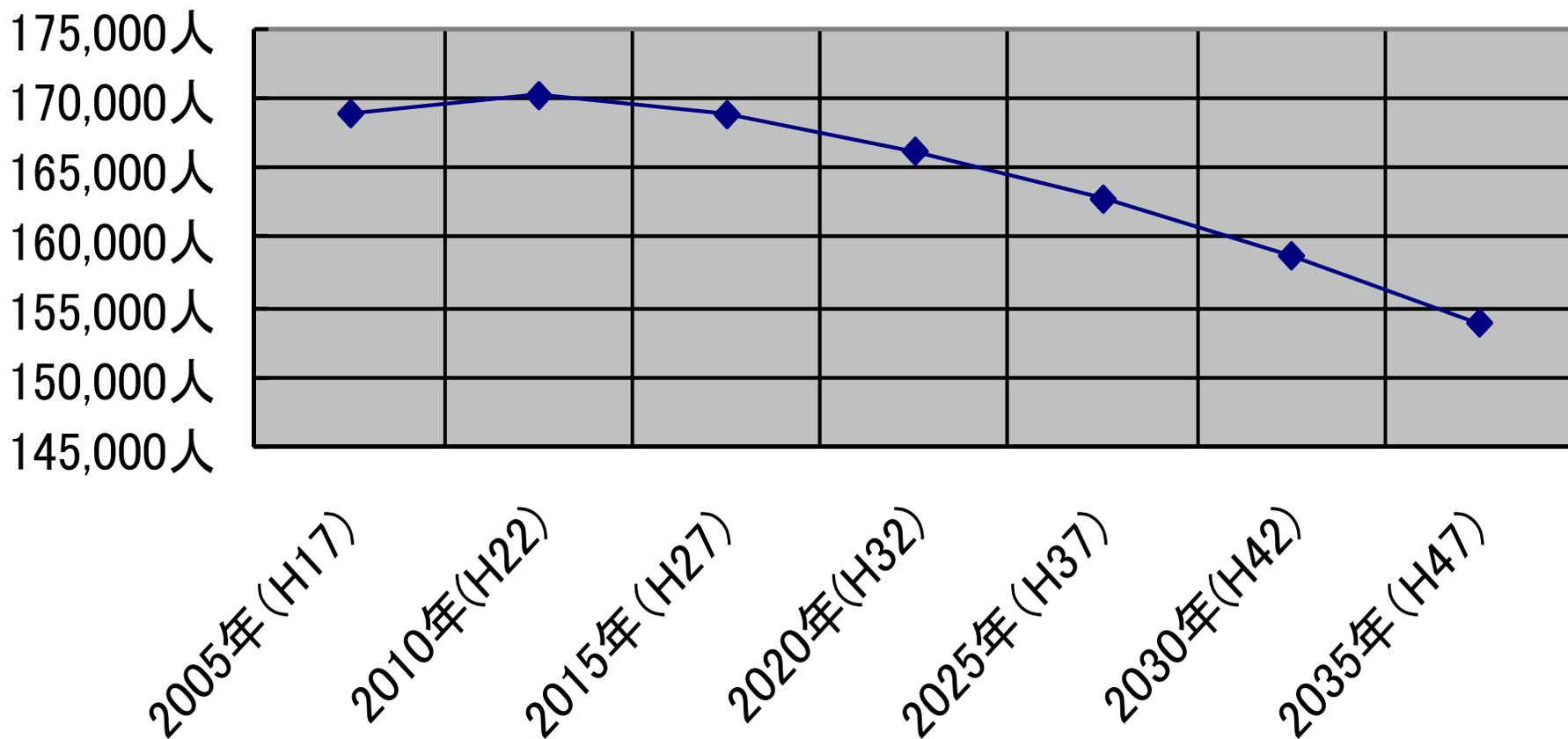
- ・人口が減少
- ・少子高齢化の進行

始まっている

行政では・・・

- ・税収の確保が厳しい状況
- ・職員数が削減されていく

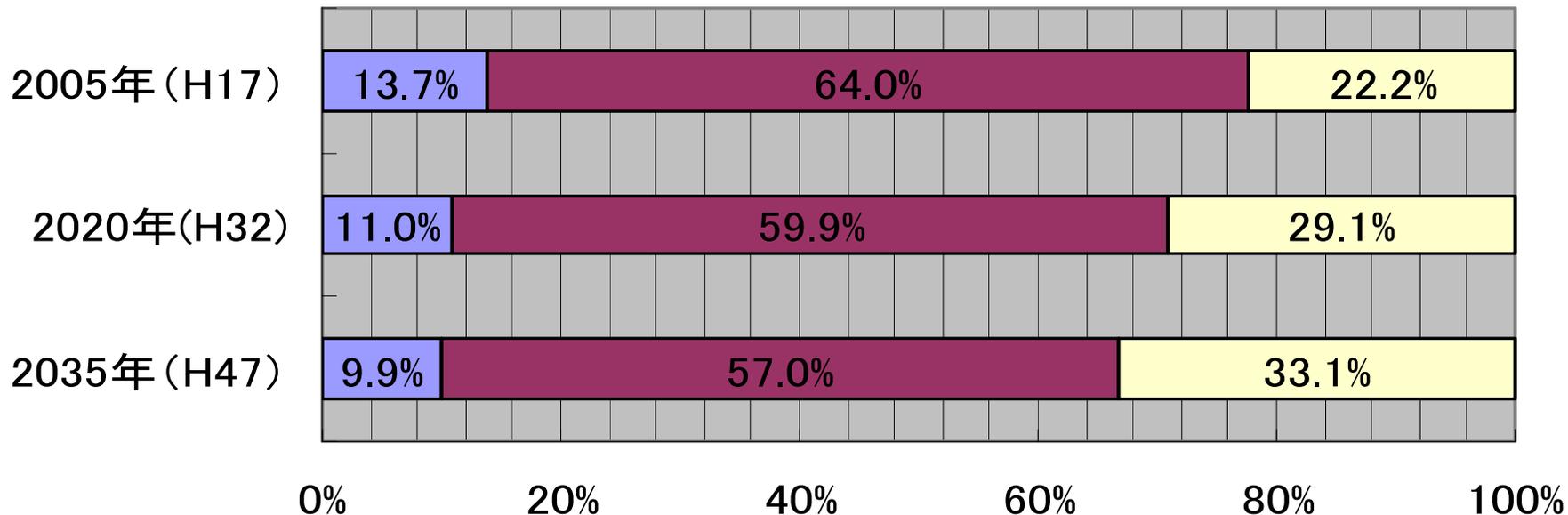
# 松阪市の総人口の推移(H17~H47)



2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)	2035年 (H47)
168,973人	170,264人	168,902人	166,265人	162,813人	158,741人	153,904人

# 松阪市総人口(H17～H47)に占める区分割合

■ 年少人口 ■ 生産年齢人口 ■ 老年人口



人口区分割合	2005年(H17)		2020年(H32)		2035年(H47)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
年少人口(0～14歳)	23149人	13.7%	18289人	11.0%	15236人	9.9%
生産年齢人口(15～64歳)	108143人	64.0%	99593人	59.9%	87725人	57.0%
老年人口(65歳以上)	37529人	22.2%	48383人	29.1%	50942人	33.1%
老年人口(65歳以上)の内75歳以上	4016人	10.7%	7499人	15.5%	10036人	19.7%

# 松阪市中期財政見通し(普通会計) 2010.2作成 (単位:百万円)

区 分		22年度 (予算)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳入	一 般 財 源	39,519	39,458	39,497	39,536	39,576	39,396
	市 税	21,034	21,068	21,101	21,135	21,168	21,202
	地 方 交 付 税	13,490	13,490	13,490	13,490	13,490	13,270
	そ の 他	4,995	4,900	4,906	4,911	4,918	4,924
	国・県支出金	10,991	10,838	11,059	11,269	11,484	11,705
	地 方 債	1,444	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	その他の特定財源等	2,330	2,522	2,606	3,331	3,031	2,522
	合 計	54,284	56,318	56,662	57,636	57,591	57,123
歳出	義 務 的 経 費	29,154	29,272	29,897	30,509	29,996	29,524
	人 件 費	10,636	10,456	11,009	11,511	10,983	10,213
	扶 助 費	12,211	12,492	12,779	13,073	13,374	13,682
	公 債 費	6,307	6,324	6,109	5,925	5,639	5,629
	投 資 的 経 費	3,161	4,705	4,197	4,195	4,195	4,080
	そ の 他 経 費	21,969	22,341	22,568	22,932	23,400	23,519
	合 計	54,284	56,318	56,662	57,636	57,591	57,123

# 歳出の見通し

35,000百万円

30,000百万円

25,000百万円

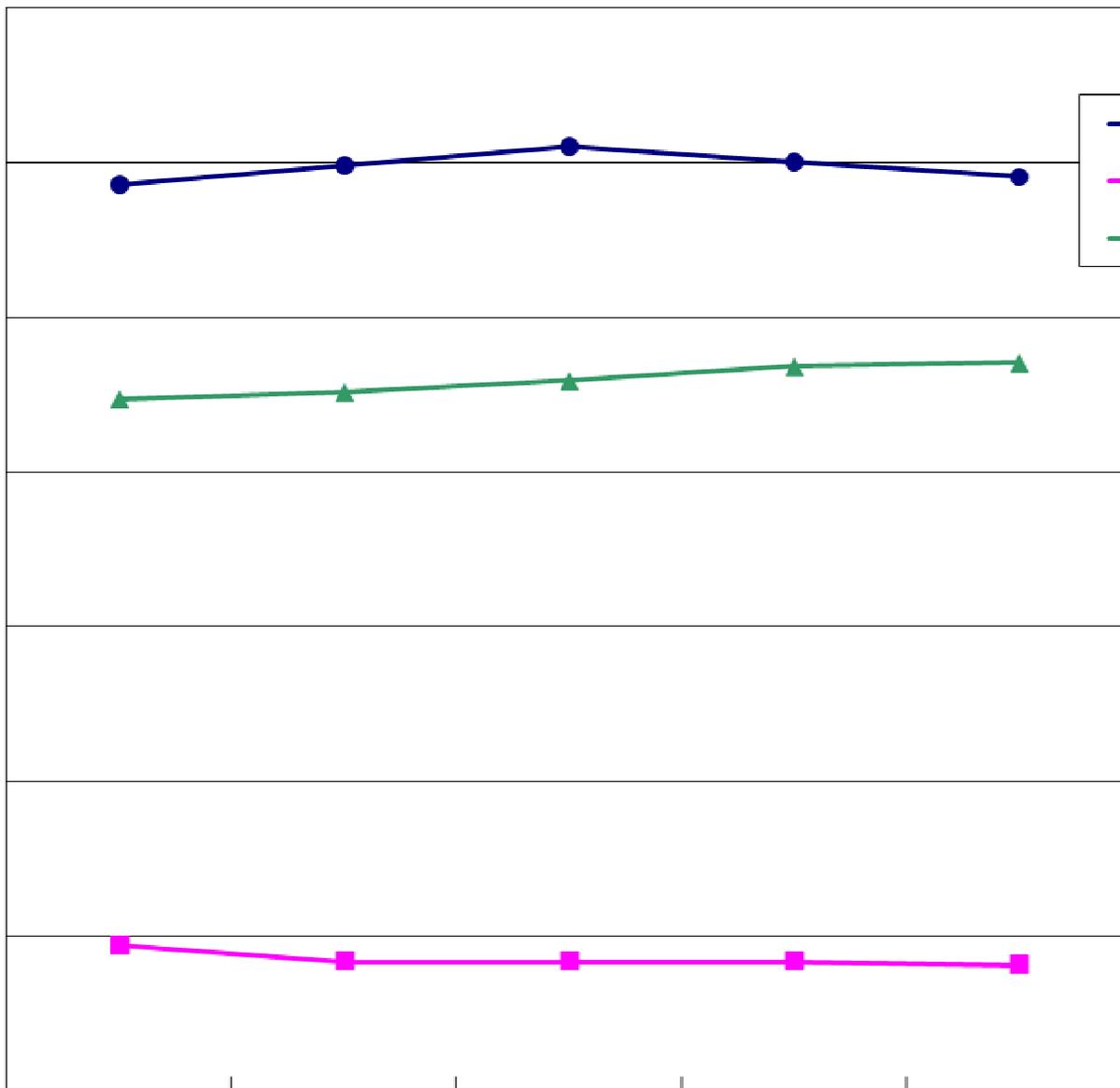
20,000百万円

15,000百万円

10,000百万円

5,000百万円

0百万円



- 義務的経費
- 投資的経費
- ▲ その他経費

23年度

24年度

25年度

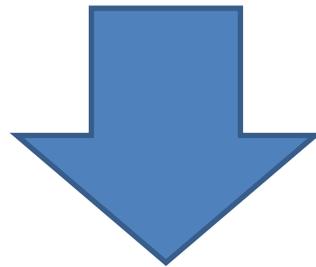
26年度

27年度

これからは！

地域の仕組み

市の仕組み

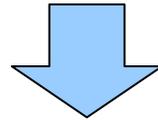


変えなくてはならない  
変わらなくてはならない

# 地域主体の地域づくり

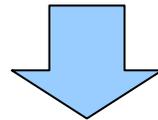
## 地域での課題解決の背景

多様な地域の個性、ニーズや課題



地域のことを一番よく知っているのは

**地域の皆さん**

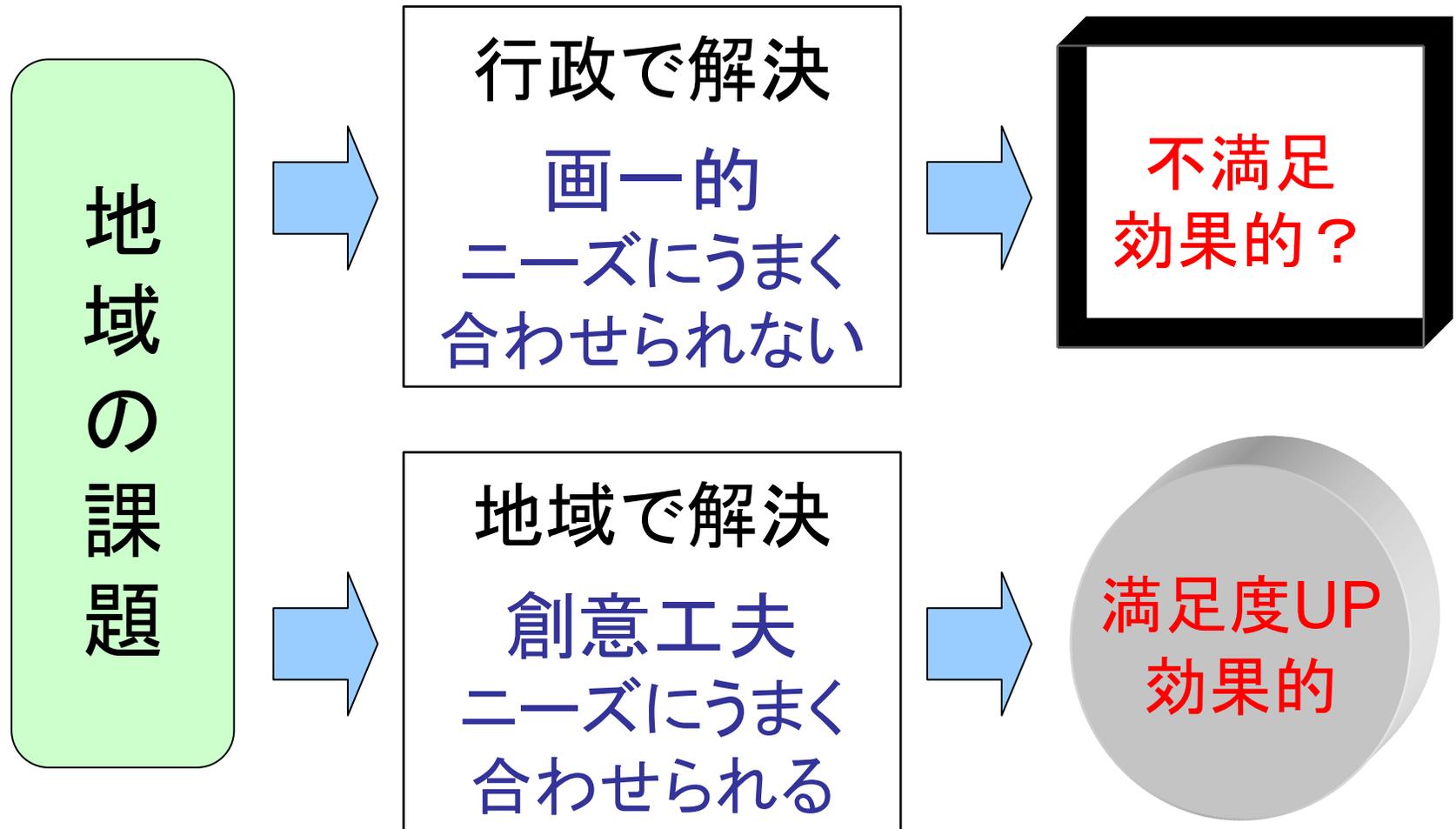


それならば、地域のことは

**地域の視点で考えたらどうだろうか・・・**

# 地域主体の地域づくり

## 地域での課題解決の背景



# 地域主体の地域づくり

地域に求められるもの

- 地域の意見や課題等の集約、共有
- 民主的な意思決定ができる仕組み
- 地域の課題等への包括的な活動



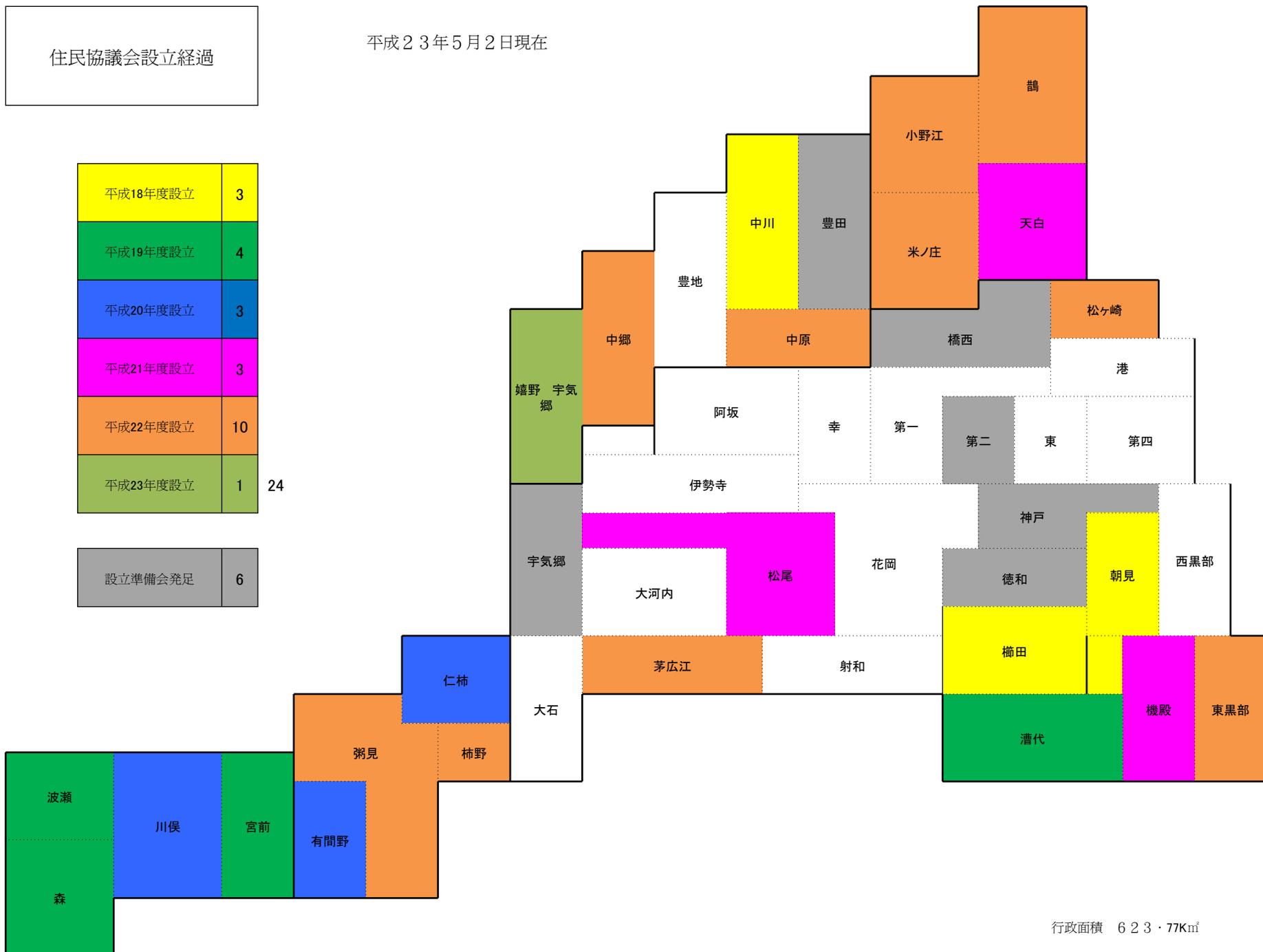
住民協議会設立経過

平成23年5月2日現在

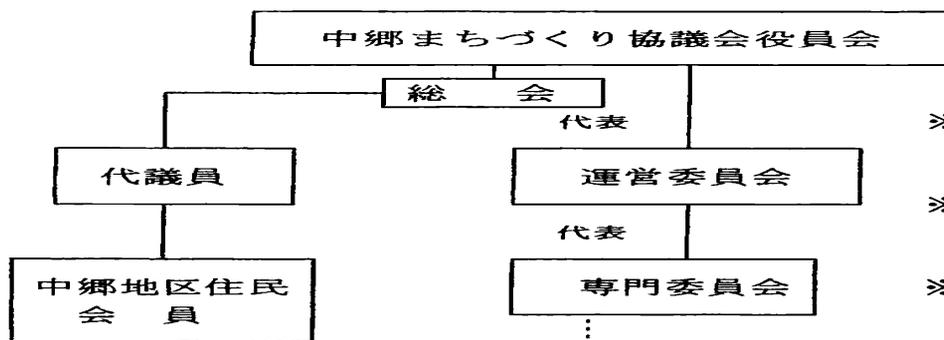
平成18年度設立	3
平成19年度設立	4
平成20年度設立	3
平成21年度設立	3
平成22年度設立	10
平成23年度設立	1

24

設立準備会発足	6
---------	---



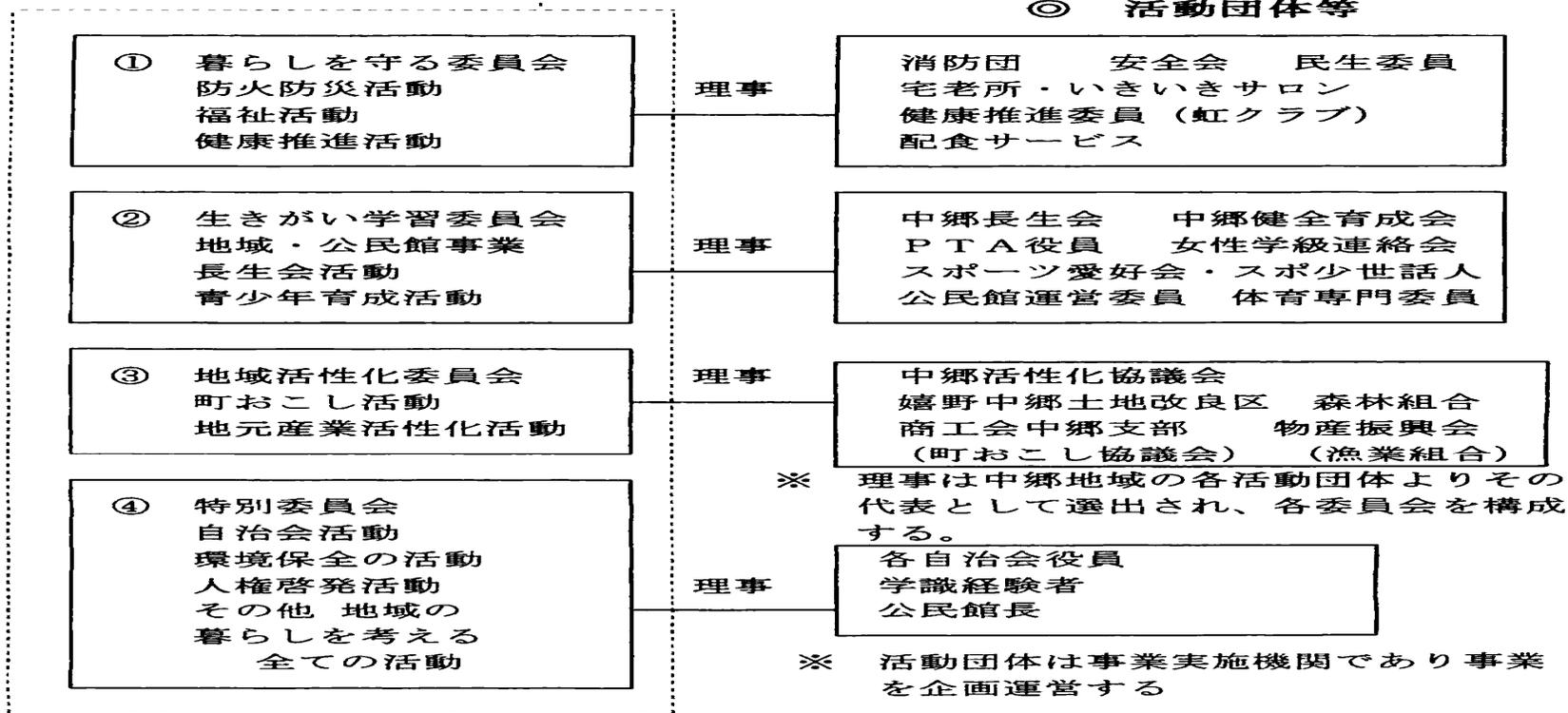
# 住民協議会組織図例



## ☆ 中郷まちづくり協議会組織表 (案)

- ※ 総会は最高の決議機関であり代議員は各自治会より選出される。
- ※ 運営委員会はまちづくり協議会の諮問並びに協議機関である。
- ※ 専門委員会は各分野における活動の推進機関である。

## ◎ 活動団体等



# 住民協議会の事業例

## ●スケールメリットと連携を活かした事業の展開



漕代地区での防災訓練(避難所体験)

- ・地域をあげた防災訓練
- ・河川敷の不法投棄物  
撤去活動
- ・地区全体を巡回する  
防犯パトロール
- ・地区全体での  
あいさつ運動
- ・住民総勢でのイベント

他団体や他地区と連携することで  
地域住民の連帯がより深まった

# 住民協議会の事業例

## ●住民のアイデアを活かしたユニークな事業



波瀬地区のクレソン販売

- ・全世帯での挨拶・  
ゴミ減量活動（掃水）
- ・地域の特産品の  
ブランド化、販売（波瀬）
- ・一人暮らし高齢者宅の  
粗大ゴミの収集  
（飯高、飯南管内）
- ・小学生から参加の総会  
（有間野）

地域住民の声が届くことで地域づくりへの  
参加意欲向上、やりがいにつながる

# 地域主体の地域づくりを 実現するためには…

1. 地域での計画作成

2. 補助金の交付金化

3. 行政組織のあり方検討

# 1.地域での計画作成

行政計画

都市計画  
マスタープラン

地域防災計画

地域福祉活動  
計画

環境基本計画

景観計画

〇〇計画

地域の  
想い

地域の計画

課題  
要望



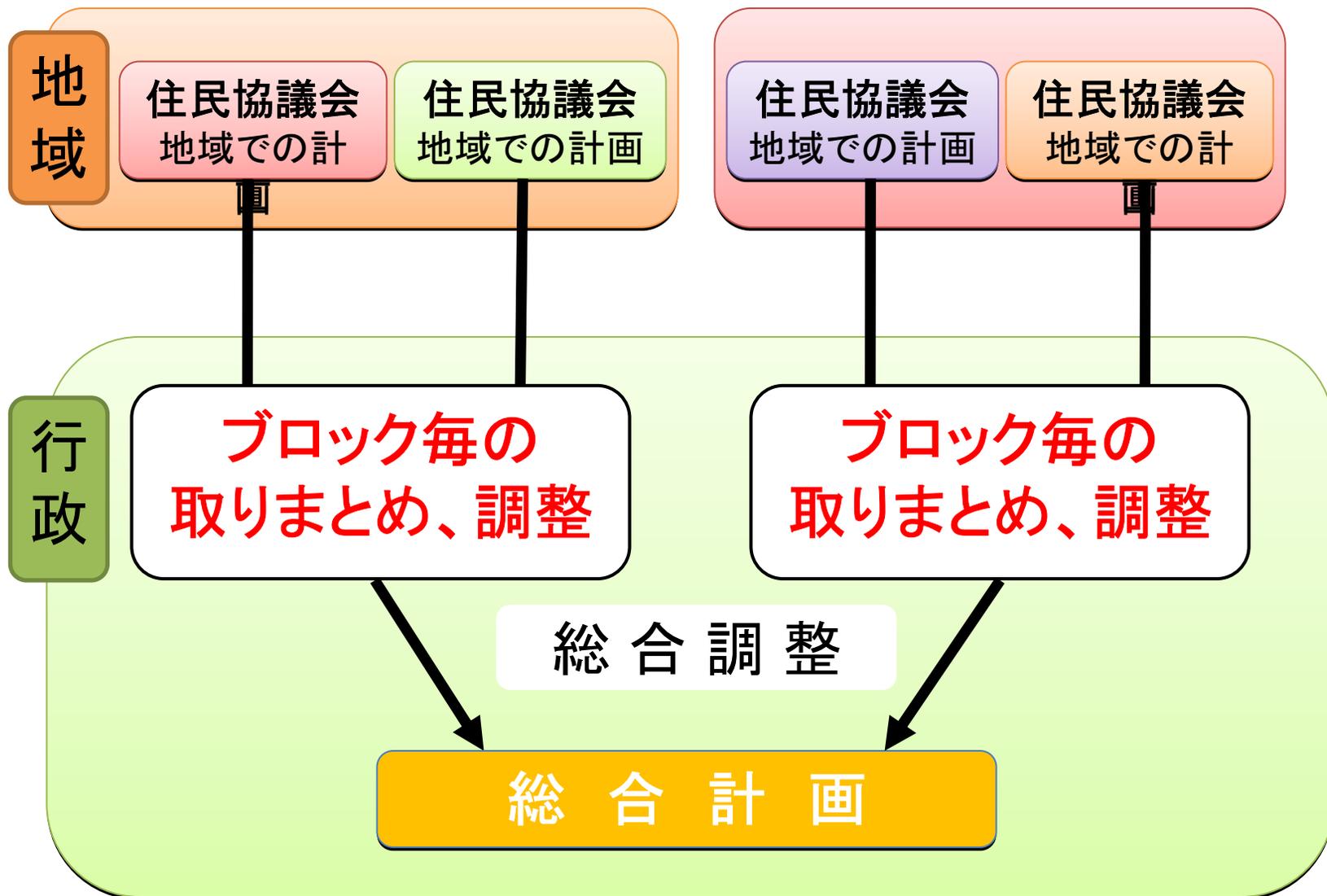
行政職員の関わり

# 1.地域での計画作成

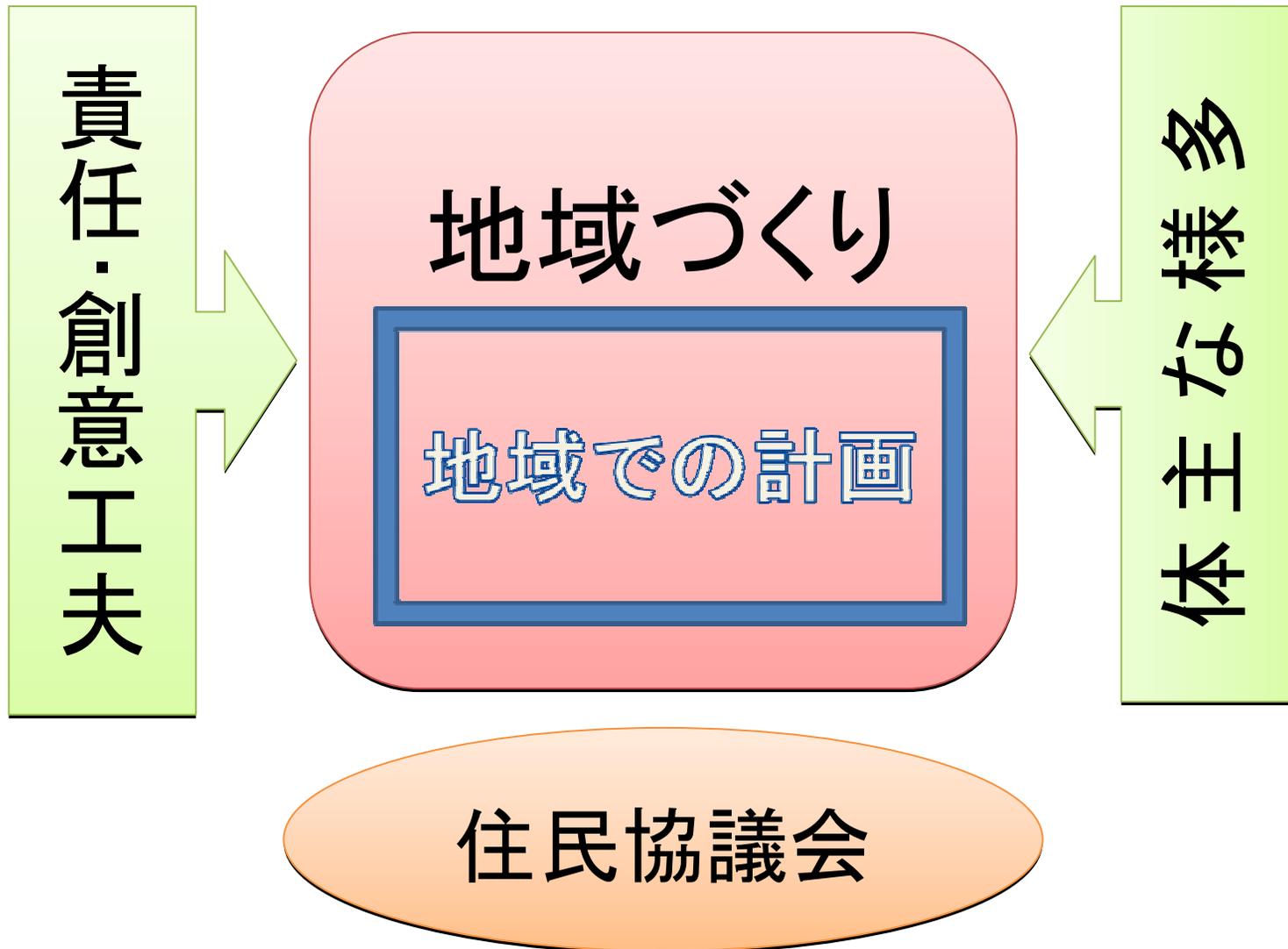
## 計画作成の意義

- ・ 地域で関わっている人が多様な形で  
関わる
- ・ 地域の合意をもった上で、  
地域の方向性をみんなで決める
- ・ 地域が責任を持って、地域づくりにおける役割分担や事業を考える

# 1.地域での計画作成



# 1.地域での計画作成



# 1.地域での計画作成

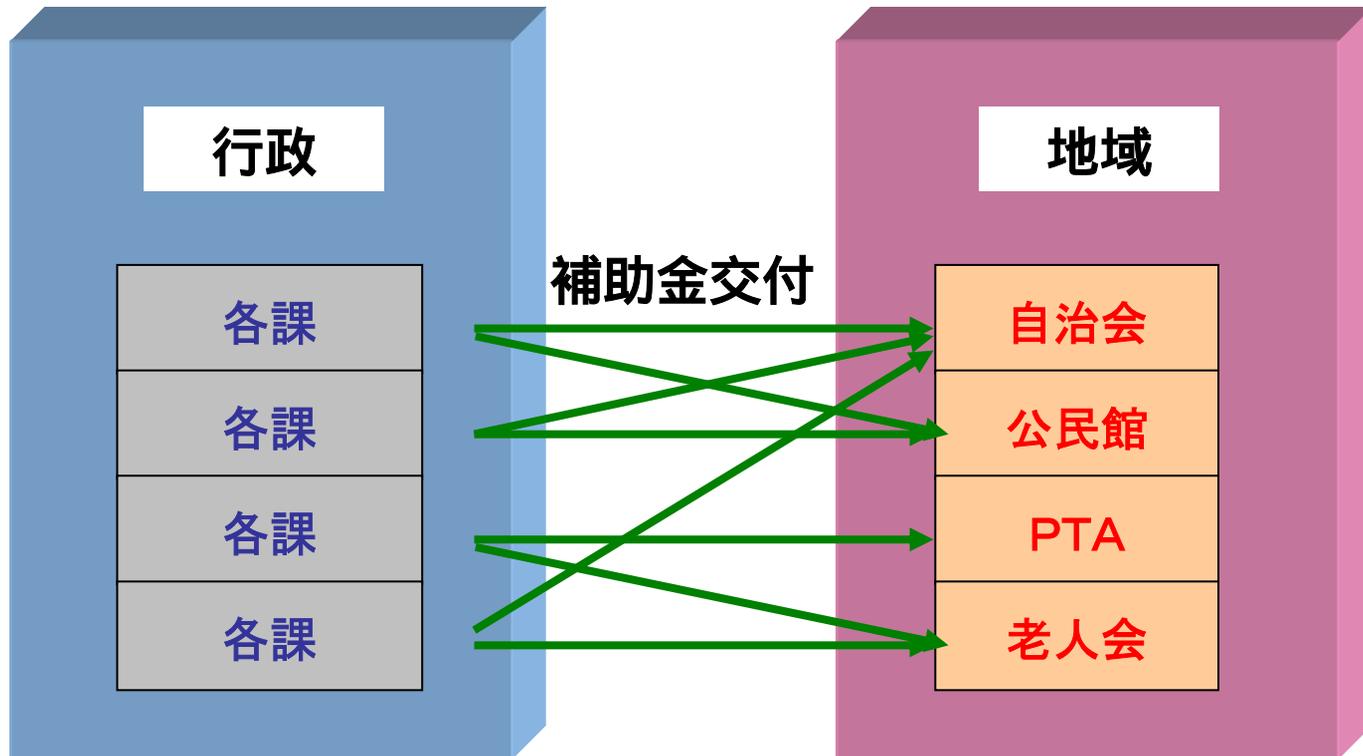
## 計画を作成するときの課題

- ・市からの情報の入手
- ・行政計画とのリンク
- ・職員の支援
- ・他地域との情報交換

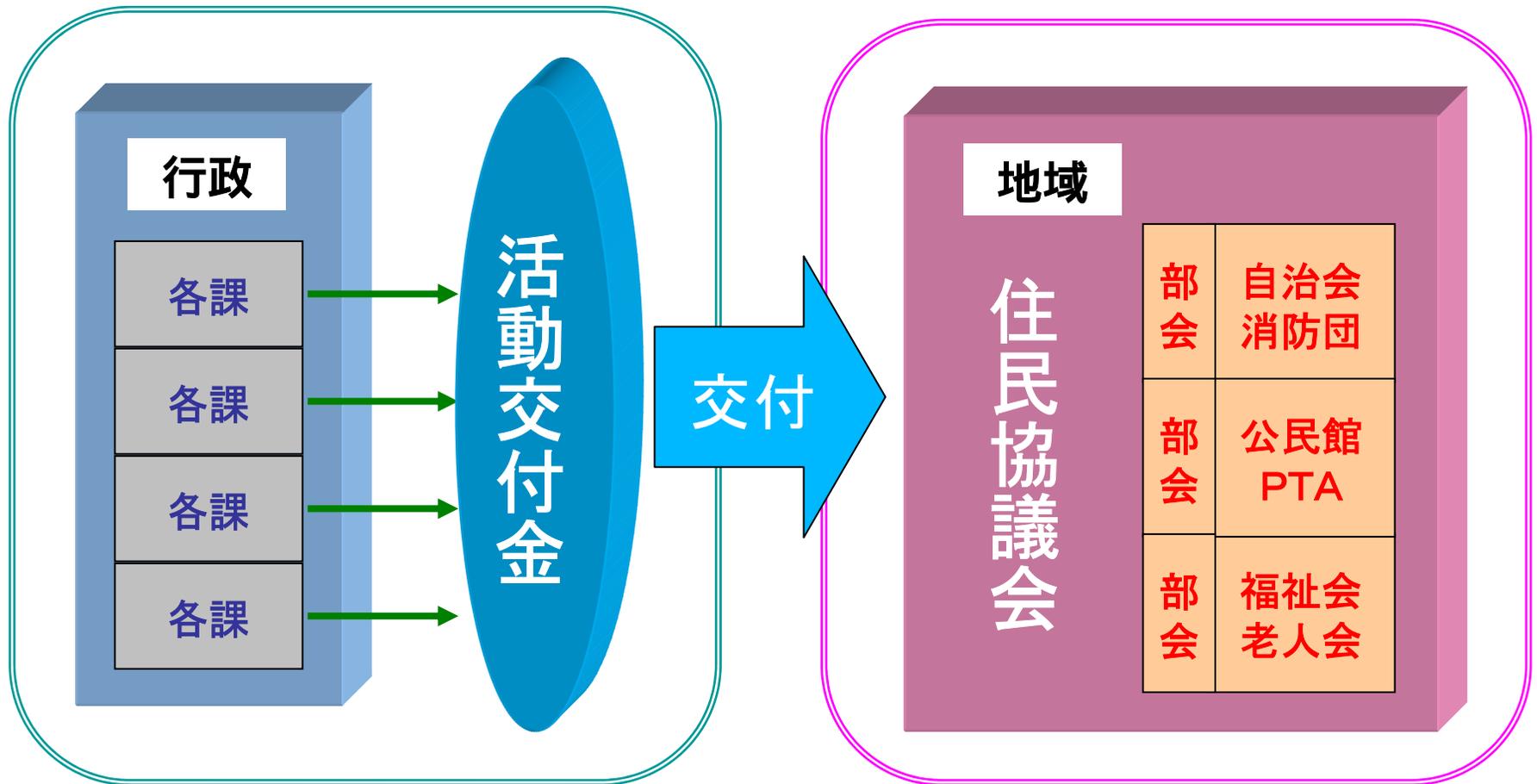
## 計画を作成してからの課題

- ・総合計画とのリンク

## 2.補助金の交付金化



## 2.補助金の交付金化



## 2.補助金の交付金化

### 統合の対象となる補助金案

補助金名称	担当課
掲示板設置補助金	コミュニティ推進課
地域づくり支援事業補助金	コミュニティ推進課
自主防災組織機材整備費補助金	安全防災課
防犯灯設置補助金	安全防災課
社会福祉協議会補助金 (内 地域福祉活動計画事業補助金)	福祉課
老人クラブ活動助成補助金	介護高齢課
地域健康づくり虹倶楽部補助金	健康推進課
廃棄物集積所設置補助金	清掃事業課
資源物回収活動補助金	清掃政策課
地域連帯支援事業補助金	いきがい学習課
学校プール夏季休業中管理運営補助金	学校支援課
地区体育祭事業補助金	スポーツ振興課
地区体育振興会補助金	スポーツ振興課

## 2.補助金の交付金化

補助金の統合

地域の自治力の向上

掲示板

防犯灯

ゴミ  
集積所

老人会

PTA

活動  
交付  
金

掲示板

防犯灯

集積所

老人会

PTA

## 2.補助金の交付金化

地域のニーズにあった使い方ができる

活動  
交付  
金

防災・防犯・交通安全

環境美化・環境保全

福祉・健康づくり

住環境整備

歴史文化・伝統継承

産業振興

地区住民の交流

防犯灯の設置

安全看板の  
設置

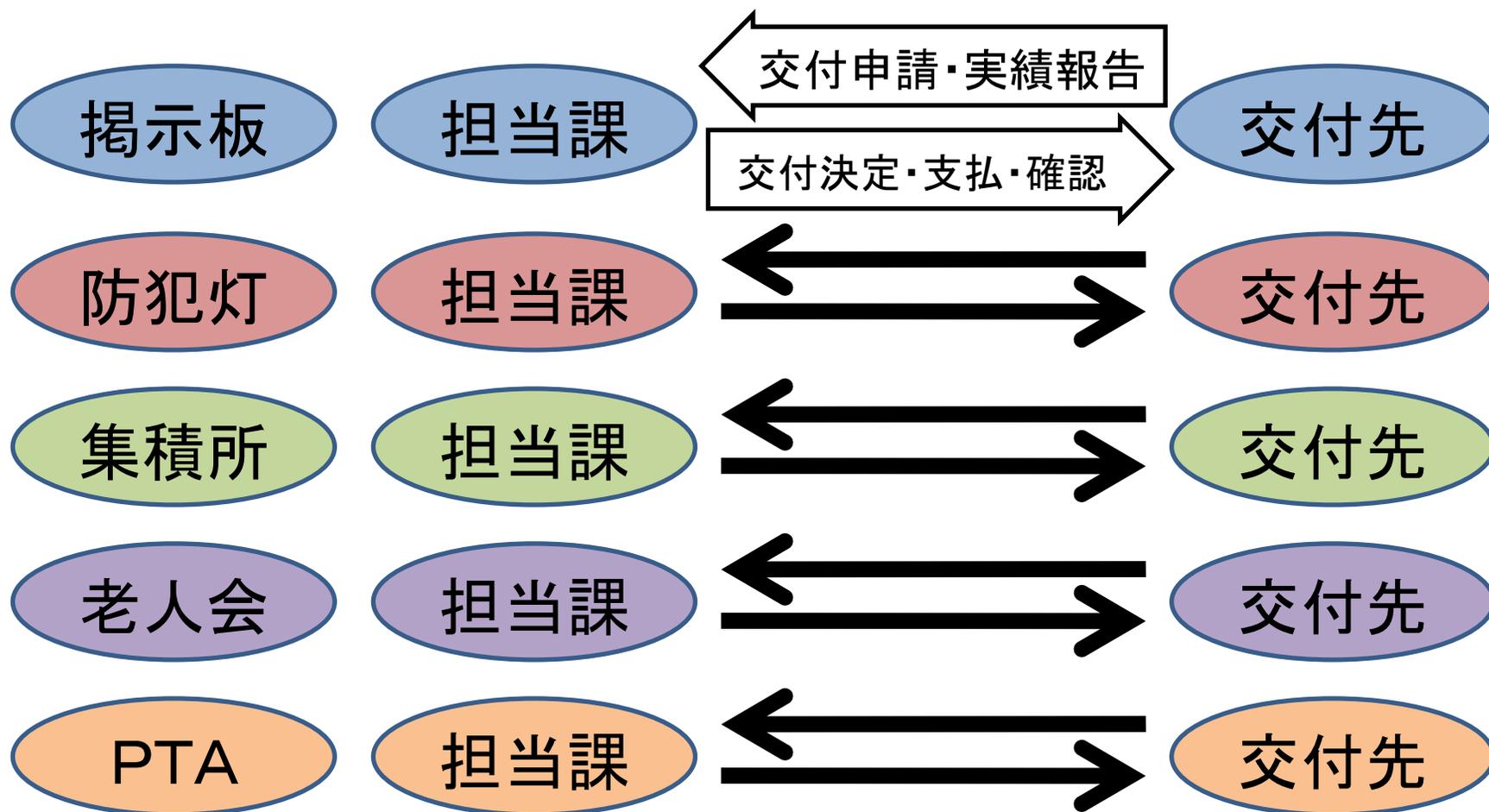
交差点での  
見守り

反射板の配付

講習会の開催

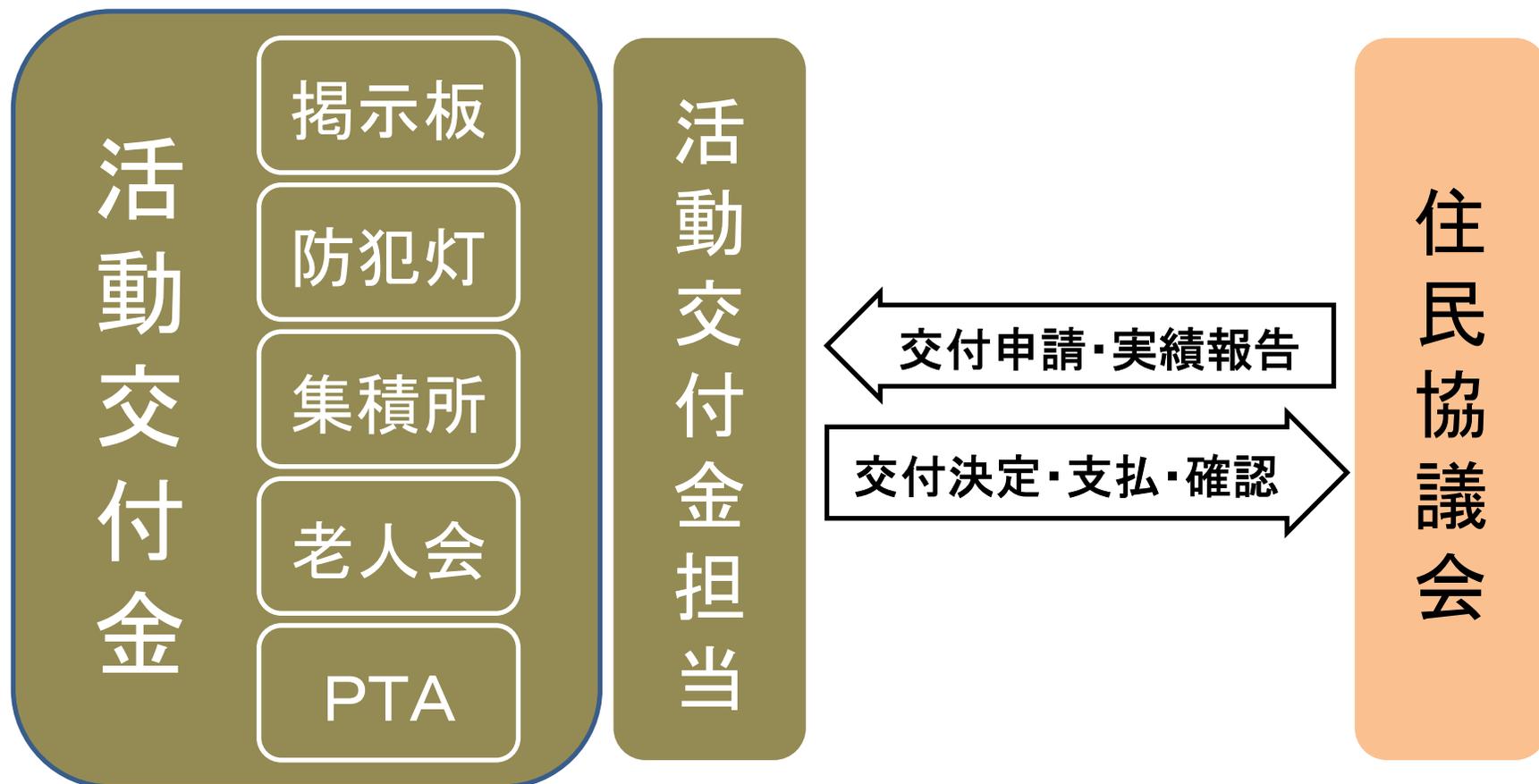
## 2.補助金の交付金化

それぞれの担当課や交付先で事務をする



## 2.補助金の交付金化

双方で事務が一本化できる



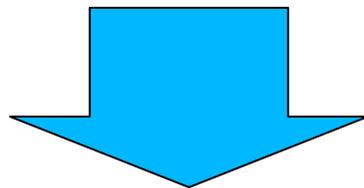
# 3. 行政組織のあり方検討

- 1 . 住民協議会の活動拠点
- 2 . 地域住民の力を引き出す仕組み
- 3 . 地域の実情にあったやり方
- 4 . 地域と連携した運営
- 5 . 住民の身近なサービスを提供する機関

# 3. 行政組織のあり方検討

## 1. 住民協議会の活動拠点

- 住民協議会の活動拠点として公共施設の一部を利用したい
- 地域内に利用可能な公共施設がない



- 遊休施設の活用  
(例：学校の空き教室の利用)

# 3. 行政組織のあり方検討

## 2. 住民の力を引き出す仕組み

- ・ 設立準備に地区在住等の職員が入ってアドバイスがほしい。
- ・ 住民協議会設立後も運営等へのサポートがほしい。
- ・ 地域での計画作成時に専門的な立場から指導してほしい。

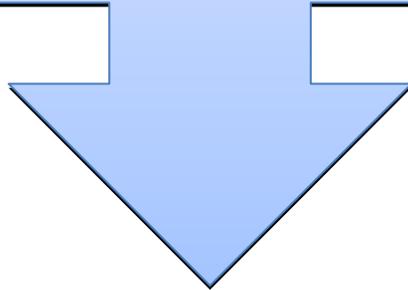
地域の声

**職員の支援が不可欠**

# 3. 行政組織のあり方検討

## 2. 住民の力を引き出す仕組み

- 住民協議会設立段階の助言、支援
- 住民協議会運営のアドバイス
- 地域での計画作成時の助言、支援
- 地域での計画の取りまとめ、調整



**業務としての支援を可能に**

# 3.組織のあり方検討

3 . 地域の実情にあったやり方

= それぞれの地域が個性を持っている

4 . 地域と連携した運営

= 小回りがきく組織

5 . 住民の身近なサービスを提供する機関

# 取り組みのスケジュール

- 平成22年10月 これからの松阪市行政のあり方の  
見直し開始
- 平成23年3月 補助金の交付金への統合案を提示
- 平成23年10月 設立準備会の立ち上げ終わる
- 平成23年10月 新たな活動交付金額決定
- 平成24年3月 市内全地区に住民協議会設立される  
(目標)
- 平成24年4月 全地区に住民協議会が設立されて  
いることを前提とした市政を開始

# 平成24年4月から始めるには

行政と地域が連携  
できる仕組み

地域の創意工夫が  
活かされる制度

地域が頑張ること  
に対しての支援

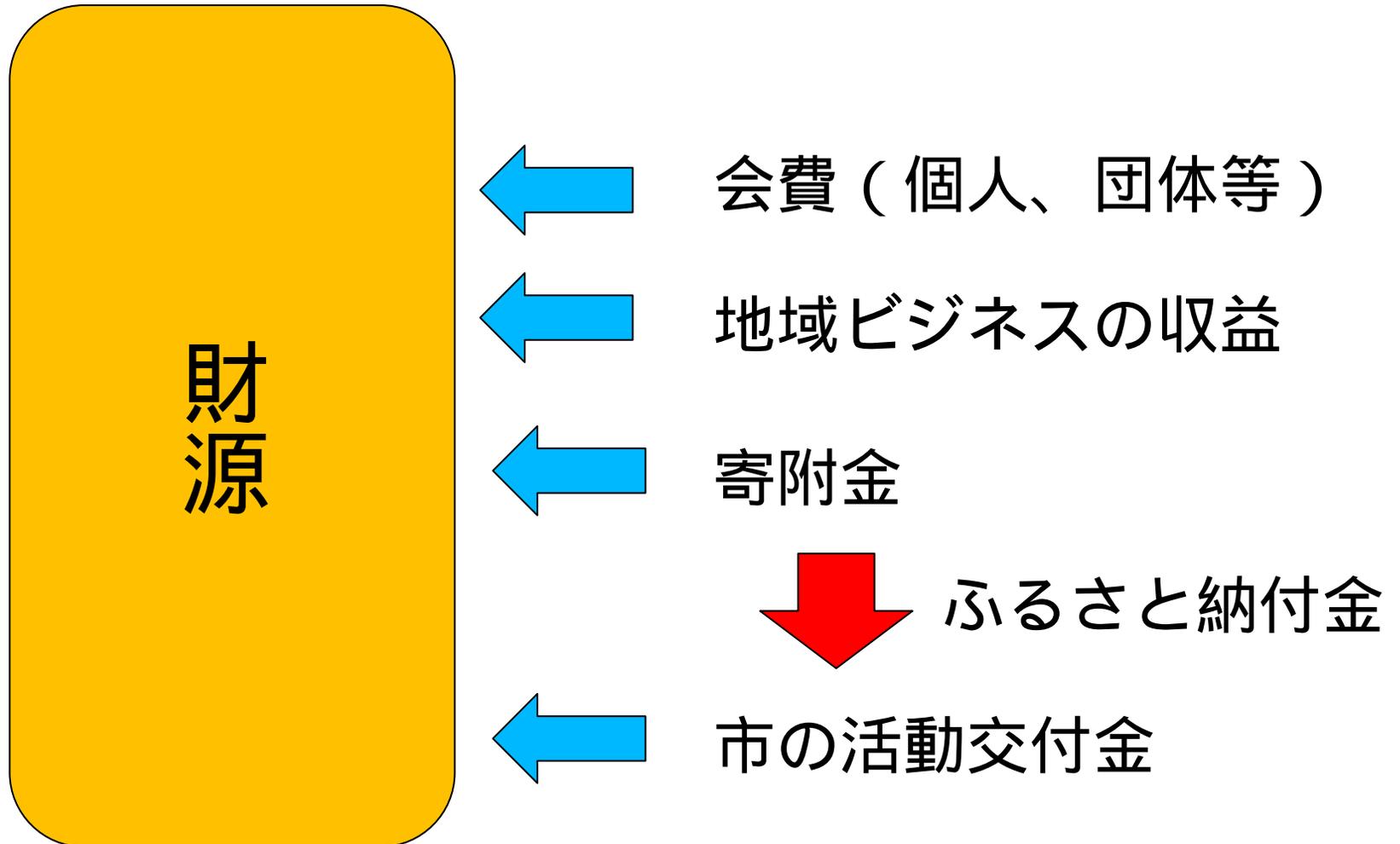
組織(体制)

財政(予算)

財政と組織を  
つなげる仕組み

職員が一丸となった取り組みが必要

# 住民協議会の財源



# ふるさと寄附金を住民協議会への支援に活用 (松阪ふるさと「市民力」サポート制度の背景)

- 寄附しやすい環境の整備

「ふるさと寄附金」を活用したNPO法人等への支援を促進する観点から、個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望して支出する寄附金についての取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備することとした。

個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望して支出するものについては、・・・寄附金控除の対象となる・・・

(平成22年12月17日付けの総務省自治税務局市町村税課長の通知)

# ふるさと納税制度

この制度は控除額の大きい寄附金制度

夫婦、子ども2人の場合  
年収：700万円  
住民税額：310,000円  
所得税率：10%

寄附金 40,000円  
(4万円の寄附をした場合)

市を經由  
市の裁量を経て  
交付金として

適用下  
限額  
(寄附金控除の対象外)  
2,000円

対象外 2,000円  
寄附金控除対象 38,000円

住民協議会

所得税の所得控除  
による税額軽減  
 $38,000円 \times 10\% = 3,800円$

住民税の税額控除 34,200円  
3,800円  
住民税の特例控除額 30,400円

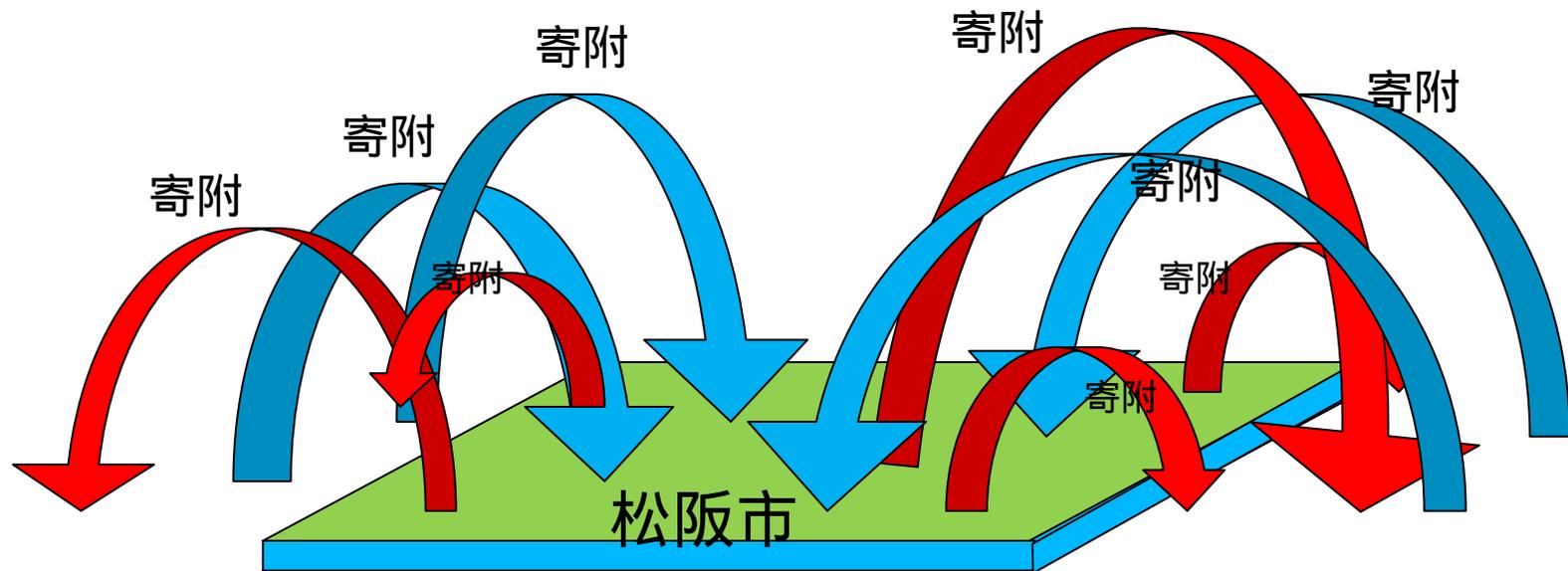
2,000円の負担で4万円の寄附ができる！

住民税の基本控除額  
 $38,000円 \times 10\% = 3,800円$

住民税の特例控除額の上限は、  
住民税所得割額の1割

# ふるさと納税制度は税金による投票

- いかにか魅力有る寄附対象をつくるかによって、市外から多くの寄附が集まる。
- 過疎地域は、過去に転出した人が多く、その方々は、ふるさとへの貢献心を持っている。



多くのふるさと寄附が松阪市に集まる反面、多くの寄附が他市町村へ出ていく。

# ふるさと納付制度の活用

松阪市では、ふるさと「市民力」サポート制度として平成23年4月より運用予定

